

(仮称) マチの駅整備事業プロポーザル実施要領

1. 事業名

(仮称) マチの駅整備事業 (以下「本事業」という。)

2. 事業概要

本事業は、別紙「実施計画（拠点整備事業）」の内容を踏まえ、(仮称) マチの駅を整備するものとする。

3. 施設概要

1) 事務所

最大8名程度の事務所を想定。観光、移住、空き家等の各種相談に対応する窓口カウンターを設置する。

2) 空き家情報スペース

町の空き家情報バンクの不動産情報を、視覚的に分かりやすく掲示できるスペースを設置する。

3) 地場産品展示、販売スペース

一般的な商品紹介はもとより、町ふるさと納税の利用者向上に繋がるような「見せ方」が可能なスペースを設置する。

4) 福祉フリーマーケットスペース

使わなくなった日用品等暮らしに必要な物品を預かり、その一部を展示・販売するスペースを設置する。

5) シェアキッチンスペース

地元住民や起業希望者などが飲食等サービスを提供する「チャレンジショップ」としての利用に対応したスペースを設置する。また、期間限定の「こども食堂」にも対応可能とする。

※上記スペースは、「常設展示等」と「企画」の同時開催を可能とし、各「企画」において上記3)～5)のスペースを共用（シェア）して様々な用途で利用できるスペースを想定する。

4. 施設規模

1) 床面積

実施計画における想定規模：300 m²程度（予算範囲内で増減可）

2) 階数・構造

木造平屋建を基本とする。

3) 概算整備費用

- ・ 建設工事：200,000 千円
- ・ 外構工事： 40,000 千円（建物附帯及び来館者駐車場）
- ・ 備品費 ： 11,000 千円

※上記は目安であり、整備費用を抑えつつ、かつ費用対効果の高い提案を求める。

※事業に伴う解体が発生する際は本事業で執り行うが、解体費用は上記予算と別途設定する。

5. 建設敷地

1) 所在地

富山県中新川郡立山町前沢 1200 番地周辺

2) 敷地面積

約 760 m²

3) 都市計画法

都市計画区域内（区域区分非設定）

4) 防火指定

指定なし

5) 前面道路

県道富山立山魚津線（建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号）

6) 用途地域

商業地域（建ぺい率 80%、容積率 400%）

7) その他

- ・ 事業敷地は令和 7 年度中に町が民間から取得予定である。また、取得した事業敷地に既存建物がある場合は、本事業で解体する。

- ・令和 8 年度以降、隣接地にて、立山町都市計画マスタープラン及び立山町立地適正化計画に基づく都市構造再編集集中支援事業（国土交通省）を実施予定である。

※参考資料

■立山町都市計画マスタープラン

<https://www.town.tateyama.toyama.jp/material/files/group/7/R7toshimas.pdf>

■立山町立地適正化計画

<https://www.town.tateyama.toyama.jp/material/files/group/7/R7ritteki.pdf>

■五百石駅周辺施設整備基本構想（概要）

別紙のとおり

6. 参加資格

1) 参加者

本プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）は、設計業務及び工事監理業務を行うことができる技術的能力及び実績を有する事業者として、参加資格要件を満たす者とする。また、全ての業務において、代表者と構成員で構成する共同企業体を組成することも可とする。

2) 参加資格要件

参加者（共同企業体の場合は、構成員も含む。）の参加資格要件は以下のとおりとする。

ア. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

イ. 富山県内に本店又は建築士法に基づく許可を受けた事務所を有すること。ただし、共同事業体の場合は、代表者又は構成員のいずれかが本要件を満たすこと。

ウ. 以下の技術者を配置すること。ただし、共同事業体の場合は、代表者と構成員の構成組織内から本要件を満たすこと。

- ・「管理技術者」：参加者の有する事務所に所属する一級建築士

- ・「主任技術者」：意匠、構造、電気設備及び機械設備の各業務を担当する有資格者

エ. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、入札参加制限を受けていないこと。

オ. 町の令和 7・8 年度設計等業務の競争入札参加資格を有する者であること。

ただし、本プロポーザルの参加希望表明書提出日までに入札参加資格審査申請を行い、提案書提出日までに承認を受けた者も有資格者として認めるものとする。

カ. 本プロポーザル参加時において、本町の指名停止期間中でないこと。

キ. 本プロポーザル参加時において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ク. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

ケ. 公租公課を滞納していないこと。

3) 参加資格審査

（仮称）マチの駅整備事業プロポーザル審査委員会事務局（以下「審査委員会事務局」という。）は、参加者から提出される参加資格審査に関する書類を基に、参加者が参加資格要件を満たしているか否かを審査する。

7. 質問書の提出

1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（様式自由）を E-mail にて提出すること。

2) 提出期限

令和 7 年 7 月 28 日（月）17 時 00 分まで

3) 提出場所

審査委員会事務局

4) 回答期限

令和 7 年 7 月 31 日（木）までに E-mail にて回答する。

8. 参加意思の表明

1) 参加希望表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、参加希望表明書（様式 1）を E-mail にて提出すること。

2) 提出期限

令和 7 年 8 月 5 日（火）17 時 00 分まで

3) 提出場所

審査委員会事務局（提出後に電話にて到達を確認すること）

9. 提案書の提出

1) 提案書の様式

ア. 表紙（様式 2）

- ①提案書を提出する日付を記入する。
- ②参加者（共同事業体の場合、代表者及び構成員）の住所、事務所名、代表者名、電話番号を記入する。
- ③設計業務委託費の見積額を記入する。
※工事監理業務委託費は含まない。
※委託費上限額：9,900,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

イ. 提案

- ①A 3 用紙 3 枚以内（片面のみ使用）とする。
- ②提案内容の基本的な考え方を文章で分かりやすく記述し、文章を補完するためのイラスト、イメージ図、敷地内配置計画図（他施設も含める）等の表現を認める。また、色付けも可とする。
- ③提案内には、以下について記載すること。（A 4 別紙可）
 - ・概算工事費
（建築主体、電気設備、機械設備、駐車場整備を含む外構工事）
 - ・建設事業スケジュール
（令和 8 年度中の供用開始まで）

2) 提案書の提出期限

令和 7 年 8 月 19 日（火）17 時 00 分まで（必着）

3) 提案書の提出方式

ア. データ（PDF 形式）を CD-ROM 又は DVD-ROM により 1 枚提出

イ. 紙媒体を 10 部提出

4) 提案書の提出先

審査委員会事務局まで、持参又は郵送にて提出すること。

5) 提案書の取り扱い

- ①提案書の選定作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ②提出後における提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- ③提出された提案書は、原則として返却しない。
- ④提案書に関する著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、選定事業者が作成した提案書の書類については、町は、全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

10. 審査委員会

1) 審査委員会の設置

町は提案書の評価において、客観性、透明性、専門性を確保した上で審査・選定を行うため、学識経験者等から成る（仮称）マチの駅整備事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2) 審査委員会の日程

令和7年8月下旬～9月上旬（予定）

3) 選定方法

審査委員会が定める選定基準に基づき、最も評価の高い事業者を最優秀提案者として選定する。なお、選定基準は審査後も含めて公表しないものとする。

4) 提案書に関するヒアリング

提出された提案書に関し、審査委員会がヒアリングを行う。

※出席者は、管理技術者及び担当技術者の計2名までとする。

※詳細な実施日時等については、別途通知する。

※ヒアリング時の追加資料は認めない。

5) 選定事業者の最終決定

審査委員会での選定結果について、必要に応じて審査委員会事務局にて追加調査等を行い、町が選定事業者を最終決定する。

6) 審査結果の発表

選定事業者の決定後、参加者全員に別途通知し、選定事業者及び選定事業者の提案書については公表するものとする。なお、審査内容については非公開とし、審査結果等に関する質疑には応じないものとする。

7) 審査委員会事務局

〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢 2440 番地

立山町役場企画政策課秘書政策係

TEL 076-462-9105 (直通)

FAX 076-463-1254

E-mail kikaku@town.tateyama.toyama.jp

11. 参加者の失格

次の各号に該当する者は、失格とする場合がある。

- ア. 提出期限、提出方式、提出先に適合しないもの
- イ. 本要領に指定する作成様式及び提案条件に適合しないもの
- ウ. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ. 虚偽の内容が記載されているもの
- オ. 参加資格を満たさなくなった場合
- カ. 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの
- キ. 事前に審査委員や関係者への接触を求めたり行ったりした場合
- ク. 上記のほか、著しく信義に反する行為があった場合

12. 業務範囲

選定事業者に委託する業務は以下のとおりである。委託契約については業務ごとに行うものとし、契約期間は 13. 事業工程を踏まえて決定するものとする。

1) 設計業務

- ・地質調査業務（スウェーデンサウンディング調査）
- ・関係者協議（監督員、町担当者、関係課、関係団体及び外部アドバイザー等）
- ・ワークショップ参加（ワークショップ主催は町）
- ・設計業務（設計図、設計書及び各根拠書作成）
- ・関係法令等の申請代理業務（建築確認申請等）
- ・その他本事業を実施する上で必要な業務

2) 工事監理業務

- ・工事監理業務（各工程検査等含む）

- ・ 定例協議（監督員、町担当者及び施工業者）
- ・ 関連法令等の申請代理業務（中間検査、完了検査等）
- ・ 工事変更時における変更設計業務
- ・ その他本事業を実施する上で必要な業務

13. 事業工程

町が想定する本事業及び関連事業の工程は以下のとおりである。

ただし、本プロポーザルの提案内容や関係者間での協議により、工程を見直すこともある。その他社会的等の要因が発生した際も同様とする。

なお、５）については、令和７年度補正又は令和８年度の町予算措置を前提とする。

１）設計業務

本プロポーザル選定及び契約後から令和８年５月まで

２）建設敷地内建物解体工事

令和７年１０月から令和８年３月まで（準備期間含む）

３）本事業ワークショップ

令和７年１０月から令和８年５月まで

４）整備工事（外構工事を含む）

令和８年６月から令和９年３月まで

５）周辺関連事業（都市構造再編集集中支援事業等）

令和８年４月以降

６）工事監理業務

令和８年６月から令和９年３月まで

14. その他

１）提出書類の様式は、立山町ホームページからダウンロードすること。

立山町ホームページURL <https://www.town.tateyama.toyama.jp>

２）本プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、参加者の負担とする。

３）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、立山町情報公開条例（平成１０年条例第２３号）に基づき、提案書を公開することがある。